

総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

（当初予算関係）

2月19日提出

令和8年第1回定例会(2月議会) 予算及び付託議案審査関係資料

令和8年2月19日
総務部

【予算関係】

財政課	令和8年度当初予算に関する説明資料	・・・	4
秘書課	お成り事務費について	・・・	13
職員厚生室	ルポールみずほ解体事業について	・・・	14
広報広聴課	秋田県ブランド確立事業について(新規)	・・・	16
広報広聴課	県庁発信力強化事業について	・・・	18
総合防災課	令和8年度総合防災課の主要事業の概要について	・・・	20
総合防災課	災害に強い地域社会構築事業について(新規)	・・・	21
総合防災課	みんなでつくる「あんしん避難」環境づくり事業について(新規)	・・・	24
総合防災課	秋田県被災者生活再建支援事業について(新規)	・・・	26
消防保安室	消防団の魅力発信・活性化促進事業について(新規)	・・・	28
消防保安室	消防広域化等推進事業について(新規)	・・・	30

【議案関係】

行政経営課	「秋田県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案」について (議案第66号)	・・・32
行政経営課	「秋田県行政手続条例の一部を改正する条例案」について (議案第67号)	・・・35
人事課	「秋田県部設置条例の一部を改正する条例案」について (議案第68号)	・・・38
人事課	「秋田県公務員倫理条例案」について (議案第69号)	・・・40
人事課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第70号)	・・・43
人事課	「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第71号)	・・・45
人事課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第72号)	・・・49
人事課	「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案」について (議案第73号)	・・・51
税務課	「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第74号)	・・・54
税務課	「秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案」について (議案第75号)	・・・57

財政課

令和 8 年 度 当 初 予 算
に 関 する 説 明 資 料

(議 案 第 4 5 号)

令和8年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税	△ 2,780,000	県民税 (個人分) 2,589,000 (26,495,000 → 29,084,000) 県民税 (利子割) 984,000 (136,000 → 1,120,000)	軽油引取税 △ 4,170,000 (8,341,000 → 4,171,000) 事業税 (法人分) △ 2,066,000 (23,523,000 → 21,457,000)
2 地方消費税清算金	2,496,000	2,496,000 (53,718,000 → 56,214,000)	
3 地方譲与税	458,000	特別法人事業譲与税 822,000 (19,977,000 → 20,799,000)	地方揮発油譲与税 △ 364,000 (2,232,000 → 1,868,000)
4 地方特例交付金	4,682,000	4,682,000 (458,000 → 5,140,000)	
5 地方交付税	386,000	386,000 (195,390,000 → 195,776,000)	
6 交通安全対策特別交付金	△ 67,000		△ 67,000 (265,000 → 198,000)
7 分担金及び負担金	△ 1,515,620	土木費負担金 106,729 (228,406 → 335,135)	農林水産業費負担金 △ 1,522,834 (2,496,497 → 973,663)
8 使用料及び手数料	△ 90,021	港湾使用料 64,086 (834,651 → 898,737) 住宅使用料 20,378 (546,471 → 566,849)	体育施設使用料 △ 100,357 (108,191 → 7,834) 高等学校使用料 △ 70,282 (1,956,487 → 1,886,205)
9 国庫支出金	6,225,533	地方道路交付金事業費 1,787,306 (4,552,284 → 6,339,590) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,726,048 (0 → 1,726,048) 地方創生推進交付金 1,224,386 (340,846 → 1,565,232) 給食費負担軽減交付金 920,540 (0 → 920,540)	現年災害復旧事業費 △ 751,109 (3,403,367 → 2,652,258)
10 財産収入	184,494	地域活性化対策基金利子収入 93,613 (67,773 → 161,386) 減債基金利子収入 80,547 (421,456 → 502,003) 退職手当臨時対策基金利子収入 51,888 (51,810 → 103,698)	県営林売払収入 △ 92,202 (146,897 → 54,695)
11 寄附金	201,439	ふるさと納税寄附金 102,250 (6,500 → 108,750) 水と緑の森づくり基金積立金 52,500 (0 → 52,500)	環境衛生費 △ 5,211 (12,485 → 7,274)
12 繰入金	11,465,575	財政調整基金繰入金 7,411,000 (1,074,000 → 8,485,000) 退職手当臨時対策基金繰入金 5,606,250 (9,203,478 → 14,809,728)	公立学校情報機器整備臨時対策基金繰入金 △ 1,547,970 (1,867,788 → 319,818)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
13 繰 越 金	0		
14 諸 収 入	936,000	県制度資金貸付金元利収入 824,222 (26,886,386 → 27,710,608) 公共下水道県代行受託事業収入 127,000 (140,000 → 267,000)	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入 △ 137,722 (163,209 → 25,487)
15 県 債	4,217,600	地方道路交付金事業費 1,200,400 (2,843,500 → 4,043,900) 土木自然災害防止事業費 883,000 (3,209,500 → 4,092,500) スポーツ施設整備事業費 866,200 (1,847,500 → 2,713,700)	現年発生土木災害復旧事業費 △ 409,000 (2,372,200 → 1,963,200)
合 計	26,800,000	577,345,000 → 604,145,000	

令和8年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	20,219	議員報酬費 12,001 (588,634 → 600,635) 職員給与費 7,549 (275,013 → 282,562)	議会活動費 △ 3,386 (234,030 → 230,644)
2 総務費	5,320,415	新県立体育館PFI事業 2,874,001 (2,071,289 → 4,945,290) 退職手当臨時対策基金積立事業 1,807,287 (9,402,211 → 11,209,498)	参議院議員選挙費 △ 715,209 (715,209 → 0)
3 民生費	1,671,852	地域医療介護総合確保基金積立金 837,756 (22,261 → 860,017) 後期高齢者医療給付費負担金 495,810 (12,407,475 → 12,903,285) 被災者生活再建支援基金出えん金 390,989 (0 → 390,989)	介護給付費負担金 △ 406,786 (19,162,228 → 18,755,442)
4 衛生費	361,910	医療提供体制整備費補助事業 412,352 (0 → 412,352) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 187,637 (0 → 187,637) 難病等医療費助成事業 87,990 (1,720,318 → 1,808,308)	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 508,780 (5,710,276 → 5,201,496)
5 労働費	△ 67,260	職員給与費 5,174 (640,571 → 645,745)	職業能力開発支援事業 △ 90,627 (617,829 → 527,202)
6 農林水産業費	83,023	治山事業 824,660 (2,091,440 → 2,916,100) 稼ぐあきたの園芸経営体応援事業 603,199 (0 → 603,199)	国直轄土地改良事業負担金 △ 1,476,743 (2,096,988 → 620,245)
7 商工費	3,807,041	あきた企業立地促進助成事業 2,410,000 (250,000 → 2,660,000) 新事業展開資金貸付事業 1,283,307 (3,805,898 → 5,089,205)	経営安定資金貸付事業 △ 839,665 (15,882,657 → 15,042,992)
8 土木費	6,903,520	地方道路交付金事業 3,141,743 (7,757,157 → 10,898,900) 秋田港アクセス道路整備事業 1,024,900 (925,100 → 1,950,000) 県単河川等環境維持修繕事業 987,866 (1,397,099 → 2,384,965)	河川改修事業 △ 692,000 (3,342,200 → 2,650,200)
9 警察費	1,464,658	警察本部給与費 1,645,620 (20,794,823 → 22,440,443) ヘリコプター維持管理事業 236,289 (126,920 → 363,209)	運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業 △ 694,477 (694,477 → 0)
10 教育費	5,971,842	教育委員会給与費 4,909,842 (79,136,803 → 84,046,645) 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1,836,310 (0 → 1,836,310) 金足農業高等学校整備事業 1,079,374 (753,293 → 1,832,667)	公立学校情報機器整備事業 △ 1,550,816 (1,844,657 → 293,841)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
11 災 害 復 旧 費	△ 1,245,841	過年発生土木災害復旧事業 396,649 (4,943,967 → 5,340,616)	現年発生土木災害復旧事業 △ 1,160,100 (5,284,600 → 4,124,500) 農業用施設災害復旧事業 △ 578,000 (3,025,500 → 2,447,500)
12 公 債 費	1,888,621	公債費(利子) 2,293,390 (8,720,270 → 11,013,660)	公債費(元金) △ 348,700 (82,176,800 → 81,828,100)
13 諸 支 出 金	620,000	地方消費税交付金 892,000 (27,302,000 → 28,194,000)	環境性能割交付金 △ 432,000 (504,000 → 72,000)
14 予 備 費			
合 計	26,800,000	577,345,000 → 604,145,000	

令和8年度当初予算 主要な歳入増減調書(前年度6月補正後との比較)

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税	△ 2,780,000	県民税(個人分) 2,589,000 (26,495,000 → 29,084,000) 県民税(利子割) 984,000 (136,000 → 1,120,000)	軽油引取税 △ 4,170,000 (8,341,000 → 4,171,000) 事業税(法人分) △ 2,066,000 (23,523,000 → 21,457,000)
2 地方消費税清算金	2,496,000	2,496,000 (53,718,000 → 56,214,000)	
3 地方譲与税	458,000	特別法人事業譲与税 822,000 (19,977,000 → 20,799,000)	地方揮発油譲与税 △ 364,000 (2,232,000 → 1,868,000)
4 地方特例交付金	4,682,000	4,682,000 (458,000 → 5,140,000)	
5 地方交付税	386,000	386,000 (195,390,000 → 195,776,000)	
6 交通安全対策特別交付金	△ 67,000		△ 67,000 (265,000 → 198,000)
7 分担金及び負担金	△ 1,742,487	教育費負担金 12,602 (0 → 12,602)	農林水産業費負担金 △ 1,611,445 (2,585,108 → 973,663)
8 使用料及び手数料	△ 90,021	港湾使用料 64,086 (834,651 → 898,737) 住宅使用料 20,378 (546,471 → 566,849)	体育施設使用料 △ 100,357 (108,191 → 7,834) 高等学校使用料 △ 70,282 (1,956,487 → 1,886,205)
9 国庫支出金	△ 2,901,639	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,726,048 (0 → 1,726,048)	地方道路交付金事業費 △ 1,545,775 (7,885,365 → 6,339,590) 医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金 △ 1,293,185 (1,293,185 → 0) 現年災害復旧事業費 △ 751,109 (3,403,367 → 2,652,258) ほ場整備事業費 △ 477,544 (4,377,098 → 3,899,554)
10 財産収入	184,494	地域活性化対策基金利子収入 93,613 (67,773 → 161,386) 減債基金利子収入 80,547 (421,456 → 502,003) 退職手当臨時対策基金利子収入 51,888 (51,810 → 103,698)	県営林売払収入 △ 92,202 (146,897 → 54,695)
11 寄附金	147,939	ふるさと納税寄附金 102,250 (6,500 → 108,750) 芸術文化振興費 20,000 (0 → 20,000)	環境衛生費 △ 5,211 (12,485 → 7,274)
12 繰入金	7,307,544	退職手当臨時対策基金繰入金 5,606,250 (9,203,478 → 14,809,728) 財政調整基金繰入金 3,411,000 (5,074,000 → 8,485,000)	公立学校情報機器整備臨時対策基金繰入金 △ 1,547,970 (1,867,788 → 319,818)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
13 繰 越 金	△ 308,113	前年度繰越金 △ 308,113 (308,114 → 1)	
14 諸 収 入	874,914	県制度資金貸付金元利収入 824,222 (26,886,386 → 27,710,608) 公共下水道県代行受託事業収入 127,000 (140,000 → 267,000)	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入 △ 137,722 (163,209 → 25,487)
15 県 債	△ 3,107,600	スポーツ施設整備事業費 866,200 (1,847,500 → 2,713,700)	地方道路等整備事業費 △ 1,506,200 (4,902,500 → 3,396,300) 地方道路交付金事業費 △ 901,600 (4,945,500 → 4,043,900) 現年発生土木災害復旧事業費 △ 409,000 (2,372,200 → 1,963,200)
合 計	5,540,031	598,604,969 → 604,145,000	

令和8年度当初予算 主要な目的別増減調書（前年度6月補正後との比較）

（単位：千円）

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	20,219	議員報酬費 12,001 (588,634 → 600,635) 職員給与費 7,549 (275,013 → 282,562)	議会活動費 △ 3,386 (234,030 → 230,644)
2 総務費	5,064,536	新県立体育館PFI事業 2,874,001 (2,071,289 → 4,945,290) 退職手当臨時対策基金積立事業 1,807,287 (9,402,211 → 11,209,498)	参議院議員選挙費 △ 715,209 (715,209 → 0)
3 民生費	708,404	後期高齢者医療給付費負担金 495,810 (12,407,475 → 12,903,285) 被災者生活再建支援基金出えん金 390,989 (0 → 390,989) 児童措置保護費 362,363 (2,116,273 → 2,478,636)	介護給付費負担金 △ 406,786 (19,162,228 → 18,755,442)
4 衛生費	△ 1,613,704	難病等医療費助成事業 87,990 (1,720,318 → 1,808,308) 医療保健福祉計画推進事業 82,944 (4,843 → 87,787)	医療施設等経営強化緊急支援事業 △ 1,310,285 (1,310,285 → 0) 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 508,780 (5,710,276 → 5,201,496)
5 労働費	△ 86,981	職員給与費 5,174 (640,571 → 645,745)	職業能力開発支援事業 △ 90,627 (617,829 → 527,202)
6 農林水産業費	△ 2,792,060	稼ぐあきたの園芸経営体応援事業 603,199 (0 → 603,199)	国直轄土地改良事業負担金 △ 1,476,743 (2,096,988 → 620,245) 経営体育成基盤整備事業 △ 885,080 (8,016,648 → 7,131,568) 水利施設整備事業 △ 526,515 (2,633,342 → 2,106,827)
7 商工費	1,048,453	新事業展開資金貸付事業 1,283,307 (3,805,898 → 5,089,205) インバウンド誘客拡大事業 380,899 (0 → 380,899)	経営安定資金貸付事業 △ 839,665 (15,882,657 → 15,042,992)
8 土木費	△ 4,204,430	国直轄河川事業負担金 476,775 (6,826,100 → 7,302,875)	地方道路交付金事業 △ 2,618,347 (13,517,247 → 10,898,900) 地方道路等整備事業 △ 1,131,300 (1,131,300 → 0) 災害関連事業 △ 474,706 (474,706 → 0)
9 警察費	1,448,032	警察本部給与費 1,645,620 (20,794,823 → 22,440,443) ヘリコプター維持管理事業 236,289 (126,920 → 363,209)	運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業 △ 694,477 (694,477 → 0)
10 教育費	5,645,132	教育委員会給与費 4,909,842 (79,136,803 → 84,046,645) 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1,836,310 (0 → 1,836,310) 金足農業高等学校整備事業 1,079,374 (753,293 → 1,832,667)	公立学校情報機器整備事業 △ 1,550,816 (1,844,657 → 293,841)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
11 災 害 復 旧 費	△ 2,206,191		現年発生土木災害復旧事業 △ 1,160,100 (5,284,600 → 4,124,500) 農業用施設災害復旧事業 △ 578,000 (3,025,500 → 2,447,500)
12 公 債 費	1,888,621	公債費(利子) 2,293,390 (8,720,270 → 11,013,660)	公債費(元金) △ 348,700 (82,176,800 → 81,828,100)
13 諸 支 出 金	620,000	地方消費税交付金 892,000 (27,302,000 → 28,194,000)	環境性能割交付金 △ 432,000 (504,000 → 72,000)
14 予 備 費			
合 計	5,540,031	598,604,969 → 604,145,000	

お成り事務費について

秘書課

1 目的

本年7月に開催する「第50回全国高等学校総合文化祭」及び令和9年秋季に開催する「第50回全国育樹祭」に皇族の御臨席が予定されており、必要な準備や対応を行う。

2 内容

大会への御臨席や御視察が円滑に実施されるよう、宮内庁との協議・調整を行うほか、御来県当日の対応などを行う。

(1) 第50回全国高等学校総合文化祭

- ・開催日 令和8年7月26日(日)～8月1日(土)
- ・会場地 秋田市ほか7市
- ・行事 ○開会行事
総合開会式(あきた芸術劇場ミルハス)、パレード(広小路)
○開催部門
19規定部門(演劇、合唱等)、3協賛部門(茶華道等)
※規定部門:各大会共通で開催される部門、協賛部門:開催県独自の部門

(2) 第50回全国育樹祭

- ・開催日 令和9年秋季
- ・会場地 北秋田市、大館市ほか
- ・行事 ○お手入れ行事(県立北欧の杜公園)
○式典行事(ニプロハチ公ドーム)
○関連(記念)行事
全国緑の少年団活動発表大会(交流集会)、森林・林業・環境機械展示実演会、
育林交流集会、国民参加の森林づくりシンポジウム

3 予算額

21,262千円(⊖21,262千円)

内訳	・報償費	1,650千円	・旅費	4,236千円	・需用費	3,776千円
	・役務費	2,620千円	・委託料	3,113千円	・使用料	9,560千円
	・備品購入費	1,500千円				

ルポールみずほ解体事業について

職員厚生室

1 目的

施設の老朽化等により令和6年3月末で閉館した「ルポールみずほ」（昭和55年開業）について、経年劣化により老朽化が進み、建物の損傷等安全上の問題があることから、解体工事を実施する。

2 内容

(1) 実施工事等

- ・ 宿泊施設・職員宿舎解体工事 1式
- ・ 解体工事設計監理業務委託 1式

(2) 工期

令和8年7月～令和9年12月

(3) 全体事業費

497,954千円 (償450,700千円 ⊖47,254千円)

3 予算額

149,751千円 (償137,400千円 ⊖12,351千円)

内訳 (委託料 (設計監理) 912千円)
(工事請負費 148,839千円)

4 債務負担行為

- ・ 設定期間：令和9年度
- ・ 限度額：348,203千円 (償313,300千円 ⊖34,903千円)

5 スケジュール

	令和7年度			令和8年度												令和9年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30			
工事費予算 (債務負担設定)			議決																								
工事公告・入札					審査委員会	公告	入札																				
工事							着手																		完了		
解体工事 設計監理業務委託							着手																		完了		

秋田県ブランド確立事業について（新規）

広報広聴課

1 目的

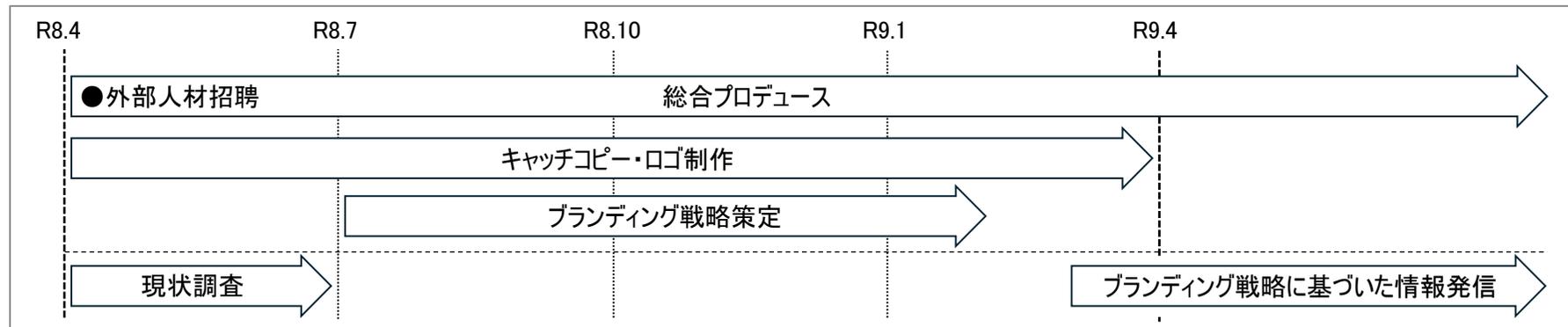
県民が郷土に誇りを持ち、国内外から選ばれる秋田を実現するため、県の新たなブランドを確立する。

2 内容

ブランディングに知見を有する外部人材を活用し、キャッチコピーやロゴなどにより新たなブランドイメージを構築するとともに、県内外に発信するための戦略を策定・推進する。

- ・ブランディングの総合プロデュース
 - ※ブランディングのコンセプト設計から成果物までを一貫したイメージで作り上げ、その活用までの全プロセスを統括する役割
- ・一貫したブランドイメージを展開するためのキャッチコピーやロゴの制作、及び戦略の策定
- ・秋田県ブランドの認知度向上のための現状調査及びブランディング戦略に基づいた県内外への情報発信

<想定スケジュール>



3 予算額

111,954千円 (⊖111,954千円) ※地域未来交付金(地域未来推進型)活用予定

内訳	旅費	1,327千円
	需用費	60千円
	委託料	110,567千円

(委託料の内訳)

・総合プロデュース	8,800千円
・キャッチコピーやロゴの制作、ブランディング戦略策定	67,557千円
・現状調査、情報発信	34,210千円

4 招聘する外部人材

本事業で招聘する外部人材については、次の方から内諾をいただき、現在、業務内容や条件等の詳細について調整している。

原 研哉(はら けんや)氏

- ・岡山県出身。株式会社日本デザインセンター代表取締役、武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授(専門:コミュニケーションデザイン、デザイン論)
- ・長野オリンピックの開・閉会式プログラムや、愛知万博のプロモーションで、深く日本文化に根ざしたデザインを実践
- ・無印良品のアートディレクターの他、松屋銀座、森ビル、蔦屋書店、GINZA SIX、MIKIMOTO、ヤマト運輸のロゴマークデザインなど
- ・サキホコレのキャッチコピー及びロゴ制作



県庁発信力強化事業について

広報広聴課

1 目的

県が実施する各種事業・取組の内容や成果を、県内外に対して効果的・効率的に広報するため、職員の情報発信に係る企画・立案・実行能力の向上を図る。

2 内容

庁内各課室等が運営しているウェブサイトやSNSなどのほか、動画や紙媒体など各種広報手段を活用し、受け手側の視点を踏まえた伝わりやすく質の高い情報発信を行うための研修を実施する。

<研修概要>

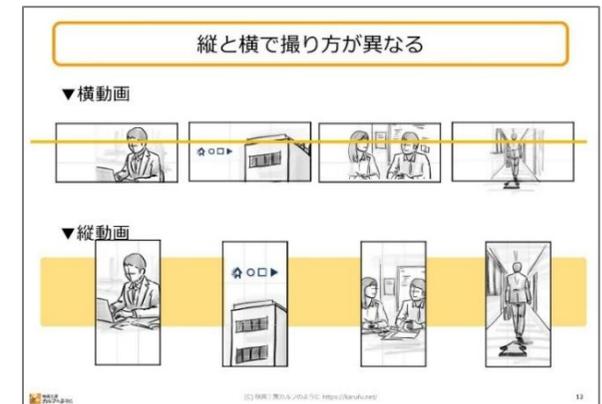
座学と実践を組み合わせた全6講座（24コマ）を実施予定

- ・ 各種媒体に対応した効果的な広報レイアウト、デザイン
- ・ クオリティの高い広報素材（写真、動画）の撮影・編集
- ・ ターゲット層のニーズ等を踏まえた情報発信のあり方
- ・ AIツールを活用した広報素材の作成や記事レイアウトなど
新たな手法 等

3 予算額

5,755千円（ \ominus 5,755千円）

内訳（ 需用費 80千円
委託料 5,675千円 ）



【令和7年度研修テキストより】

(参考) 令和7年度 県庁発信力強化事業 実施状況

(1) 座学・実践研修

a) 実務担当者向け

実施日	講座名	内容	受講者数
8月25日	情報発信のためのニーズ研修	自治体による情報発信の重要性と課題 ・ 県民ニーズの把握と情報発信への反映	32名
9月30日	広報概論	効果的な情報発信に必要な要素 ・ ターゲット層の特定と最適な発信手段	32名
10月27日	いつもの写真が劇的に変わる 喜ばれるスマホ写真講座	広報写真撮影のポイント ・ 印象に残る広報用写真素材の撮影と編集	29名
11月14日	広報デザイン研修	情報が正しく伝わるデザインの特徴 ・ 伝えたい情報の整理と視認性の高いデザイン	35名
1月30日	スマホでリール動画 制作セミナー	動画撮影のポイントとリール動画の制作 ・ リール動画広報のメリットと魅力的な動画の作り方	34名
2月6日	行動変容を促すメディア活用を 学ぶ広報戦略実践セミナー	行動変容につながる情報発信 ・ 成功事例を踏まえ今後の情報発信のあり方を検討	25名



[印象に残る広報写真撮影]



[広報デザイン研修]

b) 管理監督者等向け

実施日	講座名	内容	受講者数
2月5日	行動変容を促すメディア活用を 学ぶ広報戦略実践セミナー	行動変容につながる情報発信 ・ 情報発信に関する組織課題の解決方法の検討	19名



[リール動画制作]

(2) 先進自治体事例研修

実施日	講座名	内容	受講者数
2月24日	秋田県の戦略的なPR	先進自治体の事例を踏まえた今後の秋田県のPR手法	—

災害の激甚化・頻発化や多様化する被災者ニーズなどに適切に対応するため、行政による公助の取組はもとより、県民による自助や地域における共助の取組を総合的・一体的に推進することで、本県の防災・減災力を強化し、災害に強い地域社会の構築を図る。

自助・共助の促進による地域の防災力の強化

- 新** **災害に強い地域社会構築事業**
 - ◆秋田県防災基本条例（仮称）の制定
自助・共助・公助の取組を総合的・一体的に推進するため、秋田県防災基本条例（仮称）を制定
 - ◆県民防災意識の向上
防災シンポジウムや多様な媒体を活用した啓発活動を実施
- **地域防災力強化事業**
 - ◆防災アドバイザーの派遣等
防災士を「防災アドバイザー」として地域に派遣するほか、新規アドバイザーへの知識・技能研修を実施
 - ◆防災士養成・活動促進
防災士を計画的に養成するとともに、防災士の地域内での活動を促進等
 - ◆地区防災計画の策定促進
地区の防災ルールとなる地区防災計画の策定を促進



防災アドバイザーの派遣



防災士養成講座

公助の推進による災害対応力の強化

- 新** **秋田県被災者生活再建支援事業（制度創設）**
国の支援制度を補完し、被害程度に応じた公平性のある県独自の支援制度を創設
- 新** **みんなでつくる「あんしん避難」環境づくり事業**
 - ・市町村におけるトイレ、キッチン、ベッド（TKB）、スポットクーラーなど良好な避難生活環境の確保に資する資機材の整備等を支援
 - ・避難所運営のノウハウを有する地域人材を育成



キッチンカー



段ボールベッド



スポットクーラー

- **次期総合防災情報システム整備事業**
災害に強い通信設備の整備、市町村等と共有する災害情報の充実
- 拡** **災害対応力強化事業**
広域応援体制の整備、県・市町村職員研修の実施等
- **災害救助用備蓄物資等整備事業**
物流・倉庫事業者の専門的知見を活用した備蓄物資の管理等

災害に強い地域社会構築事業について（新規）

総合防災課

1 目的

秋田県防災基本条例（仮称）を制定するとともに、防災シンポジウムや多様なメディアを活用して県民の防災意識を啓発することで、自助、共助、公助の取組を総合的・一体的に推進し、災害に強い地域社会の構築を図る。

2 内容

（1）防災基本条例制定事業

秋田県防災基本条例（仮称）の制定に当たり、有識者等から意見を聴取するため、防災基本条例検討会議を開催する。

- ・ 委員：8名程度
- ・ 開催回数：3回程度

【参考】 想定委員

学識経験者、自主防災組織、ボランティア団体、福祉関係団体、医療関係団体、消防関係団体 等

（2）県民防災意識向上事業

平時における県民の防災意識の向上を図るとともに、条例制定への機運を高めるための啓発を行う。

- ・ 事業内容：防災シンポジウム・体験型ワークショップの開催（秋田市）
テレビ、新聞、SNS、リーフレット等を活用した啓発

3 予算額

16,281千円 (⊖16,281千円)

(1) 防災基本条例制定事業	363千円
内訳	
報償費	240千円
旅費	113千円
需用費	10千円
(2) 県民防災意識向上事業	15,918千円
内訳	
旅費	29千円
委託料	15,889千円
(委託料の内訳)	
・防災シンポジウム、体験型ワークショップ	5,108千円
・テレビCM、新聞広告	4,961千円
・インターネット広告	1,452千円
・リーフレット作成、発送	2,553千円
・啓発動画作成	1,815千円

現状

- 近年、全国的に大規模災害が激甚化・頻発化し、本県では、令和4年度から4年連続で、大雨により甚大な被害が発生している。
- 少子・高齢化の進行、地縁的なつながりの希薄化等により地域コミュニティが衰退傾向にある。

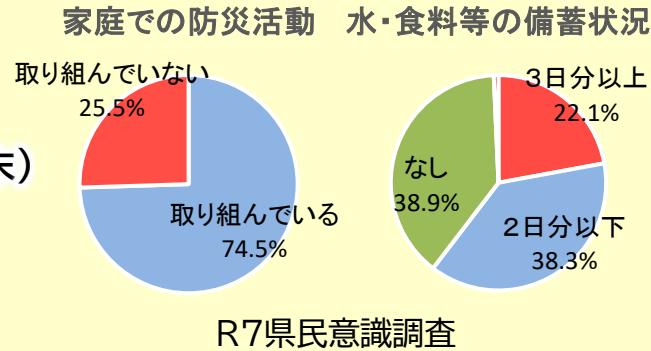


他都道府県の条例制定状況(令和8年2月1日現在)

- 23道府県において防災対策に関する条例を制定。
- 北海道東北地方8道県においては、震災対策条例(宮城県)、令和7年度制定予定(青森県)を含めると、当県のみ未制定。

課題

- 県内の防災意識は高いとは言えない状況
- 防災士の認証登録者数は、1,874名で全国45位(R7年3月末)
- 自主防災組織の組織率は、72.0%で全国44位(R7年度)
- これまでの災害への対応や課題が風化するおそれ



有識者の意見

- 公助だけでは激甚化・頻発化している災害には対応しきれないため、自助・共助の意識を上げていく必要がある。(秋田大学:水田教授)
- 人口減少や高齢化により、自助の重要性が高まっており、防災・減災行動の更なる促進が必要。(日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部:及川講師)

条例制定の必要性

- 本県では、ハード・ソフトの両面から、絶え間なく公助(県、市町村及び防災関係機関が実施する対策)による取組を続けているところであるが、想定外の大規模災害が発生した場合においては、その限界も懸念される。
- 県民一人ひとりの防災意識を高め、自助(自らの命は自らが守る)、共助(地域住民で助け合う)の取組を強化するとともに、公助の取組とあわせて総合的・一体的に推進し、災害に強い地域社会を構築することが重要。



家庭内備蓄(自助)



自主防災組織の訓練(共助)

秋田県防災基本条例(仮称)

- ◆防災に関する基本理念を規定
- ◆県民、事業者、自主防災組織、県など防災対策の各主体の役割、取組等を明確化
- ◆県民防災の日、防災週間を規定 等



災害に強い地域社会の構築

スケジュール

- 令和8年5~10月 第1、2回検討会議
- 10月 防災シンポジウム等
- 12月議会 総務企画委員会に素案を提出
- 12月 パブリックコメント
- 令和9年1月 第3回検討会議
- 2月 県議会へ条例案を提出
- 3月 条例案の議決
- 条例の公布・施行

みんなで作る「あんしん避難」環境づくり事業について（新規）

総合防災課

1 目的

避難者の健康に配慮し、災害関連死を防ぐための資機材の整備を促進するとともに、避難所運営のノウハウを有する人材を育成することで、避難生活における良好な生活環境を確保する。

2 内容

(1) TKBで「かいてき避難」環境づくり応援事業

広域的な被災者支援に資するトイレ、キッチン、ベッド（TKB）やスポットクーラーの整備等を支援する。

- ・補助設備：トイレ、キッチン、ベッド、スポットクーラー等
- ・補助対象者：市町村
- ・補助率：3／4（国1／2、県1／4）
- ・補助上限額：11,250千円

(2) 地域の「みんなで避難」環境づくりサポート事業

国のモデル事業「避難生活支援リーダー／サポーター研修」を活用し、国や市町村と連携して、避難所の生活環境の向上に取り組むことができる地域人材を育成する。

- ・対象者：町内会、自治会、自主防災組織、消防団、地域のボランティア団体、学生等
- ・内容：オンライン研修 基礎知識等についてのオンデマンド講座
 実地研修 被災者とのコミュニケーションや避難所の運営支援についての演習

3 予算額

45,496千円 (国30,000千円 ⊖15,496千円)

(1) TKBで「かいてき避難」環境づくり応援事業

45,000千円 (国30,000千円 ⊖15,000千円)

※地域未来交付金(地域防災緊急整備型)活用

内訳 [補助金 45,000千円]

(2) 地域の「みんなで避難」環境づくりサポート事業

496千円 (⊖496千円)

内訳 [報償費 28千円
旅費 320千円
需用費 120千円
役務費 22千円
使用料 6千円]

秋田県被災者生活再建支援事業について（新規）

総合防災課

近年、全国的に自然災害が激甚化・頻発化する中、本県においても、4年連続の大雨により住家等に甚大な被害が及んだことを踏まえ、今後の被災者の生活再建に向けて既存の支援策を見直し、被害の程度に応じた公平性のある支援を行うため、秋田県被災者生活再建支援制度（以下「県支援制度」という。）を創設する。

1 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、秋田県被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、県民の生活の安定に資する。

2 内容

- ・ 現行の災害見舞金制度に代えて、被災者生活再建支援法に基づく支援制度（以下「国支援制度」という。）を補完する県支援制度を創設する。
- ・ 県支援制度は、国支援制度の対象とならない自然災害により被害を受けた場合や、被害の程度が半壊又は準半壊（床上浸水に限る。）である場合も対象とする。

3 予算額

40,092千円（ \ominus 40,092千円）
内訳

{	需用費	132千円
	扶助費	39,960千円

[参考] 秋田県被災者生活再建支援制度の内容

【現行】

(表中の「法適用」とは、被災者生活再建支援法の適用をいう。)

被害の程度	国支援制度の対象となる自然災害		国支援制度の対象と ならない自然災害
	法適用市町村	法適用外市町村	
全壊 (損害割合50%以上)	【国】被災者生活再建支援金 最大300万円 【県】災害り災者見舞金 最大 60万円	【県】災害り災者見舞金 最大 60万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大250万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円	【県】災害り災者見舞金 最大 20万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大100万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円		
半壊 (損害割合20%台)			【県】災害り災者見舞金 最大 20万円
準半壊 (床上浸水に限る。)			

【改正案】

被害の程度	国支援制度の対象となる自然災害		国支援制度の対象と ならない自然災害(※2)
	法適用市町村	法適用外市町村(※1)	
全壊 (損害割合50%以上)	【国】被災者生活再建支援金 最大300万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大300万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大250万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大250万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大100万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大100万円	
半壊 (損害割合20%台)			【県】(新)被災者生活再建支援金 最大30万円(※3)
準半壊 (床上浸水に限る。)			

※1 及び ※2 中規模半壊以上の被害の程度に応じた支援額は、国支援制度と同一。

※2 県内で1世帯以上の住宅大規模半壊以上の被害が発生した自然災害が対象。

※3 半壊又は準半壊(床上浸水に限る。)について、災害救助法を適用する場合、原則として、住宅の応急修理を受ける。さらに修理が必要な場合、30万円から当該応急修理に係る費用を減じて得た額の範囲内で修理実績額を支給。同法の適用がない場合、最大30万円の範囲内で修理実績額を支給。

○県支援制度の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。ただし、半壊及び準半壊(床上浸水に限る。)には、適用しない。)

制度の対象となる世帯	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	補修 賃借(公営住宅を除く。)	
全壊 (損害割合50%以上) 解体(※1) 長期避難(※2)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	150万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	100万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く。)	25万円	25万円
半壊 (損害割合20%台)	-	補修	最大30万円	最大30万円
準半壊 (床上浸水に限る。)				

※1 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

消防団の魅力発信・活性化促進事業について（新規）

消防保安室

1 目的

地域における防災活動の中核を担う消防団を活性化するとともに、その魅力を広く周知することによって加入促進につなげ、将来にわたる地域防災力の充実強化を図る。

2 内容

消防団が行う先駆的な活動モデルを支援するとともに、その事例を「消防団フォーラム」において横展開して各地の消防団を活性化させるなど、その多様な活動を広くPRして、県民の理解促進、団員の更なる確保を目指す。

- (1) 消防団活動モデル創出事業費補助金
- (2) 消防団フォーラムの開催
- (3) 全県分団長研修会の開催
- (4) 消防団応援の店の登録推進

3 予算額

6,632千円（**国** 4,991千円 ⊖ 1,641千円）

※消防団の力向上モデル事業（消防庁）活用予定

内訳	・ 報償費	240千円	・ 旅費	352千円
	・ 役務費	47千円	・ 需用費	184千円
	・ 委託料(消防団フォーラム)	4,991千円	・ 使用料	68千円
	・ 補助金	750千円		

消防団の魅力発信・活性化促進事業の概要

消防団活動モデル創出事業費補助金

750千円

- 消防団が行う各地の消防団のモデルとなる**先駆的な取組**に対する支援
(防災教育、避難訓練、PR、その他特徴ある活動)



- 補助対象 消防団、団員グループ等
(市町村を超えた団員による任意団体も対象とするなど柔軟に設定予定)



現場発信型
改革モデル
の創出

- 補助率 10/10

- 補助上限額 250千円

消防団フォーラムの開催

4,991千円



取組の横展開
旧来イメージ
の刷新

- 消防団活動モデル創出事業費補助金の採択事例の内容及び成果の共有 = 全県への展開

- 県民へのPRによる 理解促進

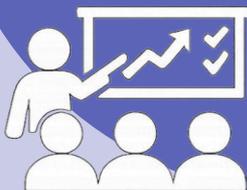
- 「応援の店」出店等のコラボ
令和8年10月、秋田市で想定

全県分団長研修会の開催

761千円

意識改革
ノウハウ取得

- 消防団活動の実務を担う分団長向けに 所属を超えた研修機会を提供



- 組織運営の活性化を図る

- 年3回開催
(県北・県央・県南各1回)

団員の意欲向上
地域の理解促進

消防団応援の店登録推進

130千円



- 登録店増加による消防団加入の メリット増進、消防団の 認知度向上
(R8.1.27現在 96事業者163店舗)



消防広域化等推進事業について（新規）

消防保安室

1 目的

消防の広域化を進める市町村等に対し臨時的に必要な経費の一部を支援して取組を後押しするとともに、全県一区での消防指令センターの共同運用など、消防の連携・協力の取組を推進し、県内消防力の維持・強化を図る。

2 内容

(1) 消防広域化推進事業

消防本部間で異なる装備品の統一（標準化）など、消防広域化に伴い臨時的に必要な経費を補助する。

- ・補助率：1／2
- ・補助上限額：2,000千円

(2) 消防連携・協力推進事業

「秋田県消防広域化推進計画」に基づく各消防本部の連携・協力を推進するための高機能消防指令センターの共同運用に向けた調査・研究、課題の抽出を行う。

3 予算額

2,267千円（ \ominus 2,267千円）

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 消防広域化推進事業 | 2,000千円 |
| 内訳〔補助金 | 2,000千円〕 |
| (2) 消防連携・協力推進事業 | 267千円 |
| 内訳〔旅費 | 267千円〕 |

消防広域化等推進事業について

秋田県消防広域化推進計画（R7-11）

広域化の方向性：将来的に「全県一区」の広域化を目指す

I. 消防防本部の広域化

○「全県一区」を理想とし、段階的な広域化を支援

- ・ 消防広域化重点地域の指定
男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村
- ・ 中心消防本部の指定
広域化を主導する中心消防本部（男鹿地区消防本部）

II. 消防の連携・協力

○消防事務の柔軟な連携・協力の推進

- ・ 高機能消防指令センターの共同運用
機器整備や維持経費の節減、効果的な応援体制の確立等による消防力の維持・強化
- ・ 令和18年度の運用開始を目指す



① 消防広域化推進事業

○消防の広域化に取り組む市町村等の取組を後押し
消防本部間で異なる装備品の統一（標準化）など、消防広域化に伴い臨時的に必要な経費を補助

- ・ 補助対象 市町村等
- ・ 補助率 1 / 2
- ・ 補助上限額 2, 000 千円



② 消防連携・協力推進事業

○令和18年度の共同運用開始に向けた協議・検討の推進

- ・ R7 「通信指令共同運用検討会」立ち上げ
(県および各消防本部の担当課長等)
- ・ R8 共同運用に係る先進地視察等による調査・研究、課題の抽出



「秋田県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案」について(議案第66号)

行政経営課

1 改正理由

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号）による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県公益認定等委員会が処理する事項に、公益信託制度に係る認可、監督を追加する。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

■秋田県公益認定等委員会

【概要】

知事の諮問を受け、公益法人（公益社団・財団法人）の認定基準に関し審議し答申を行うとともに、一般社団・財団法人の公益認定申請等についても審議し答申を行う。また、公益法人等に対し報告を求め、立入検査を実施するなど法人の監督を行う。

【構成】

5名 ※制度全般や法律・会計に関する知識を有する者（大学教授、弁護士、税理士、公認会計士、企業法務）で構成

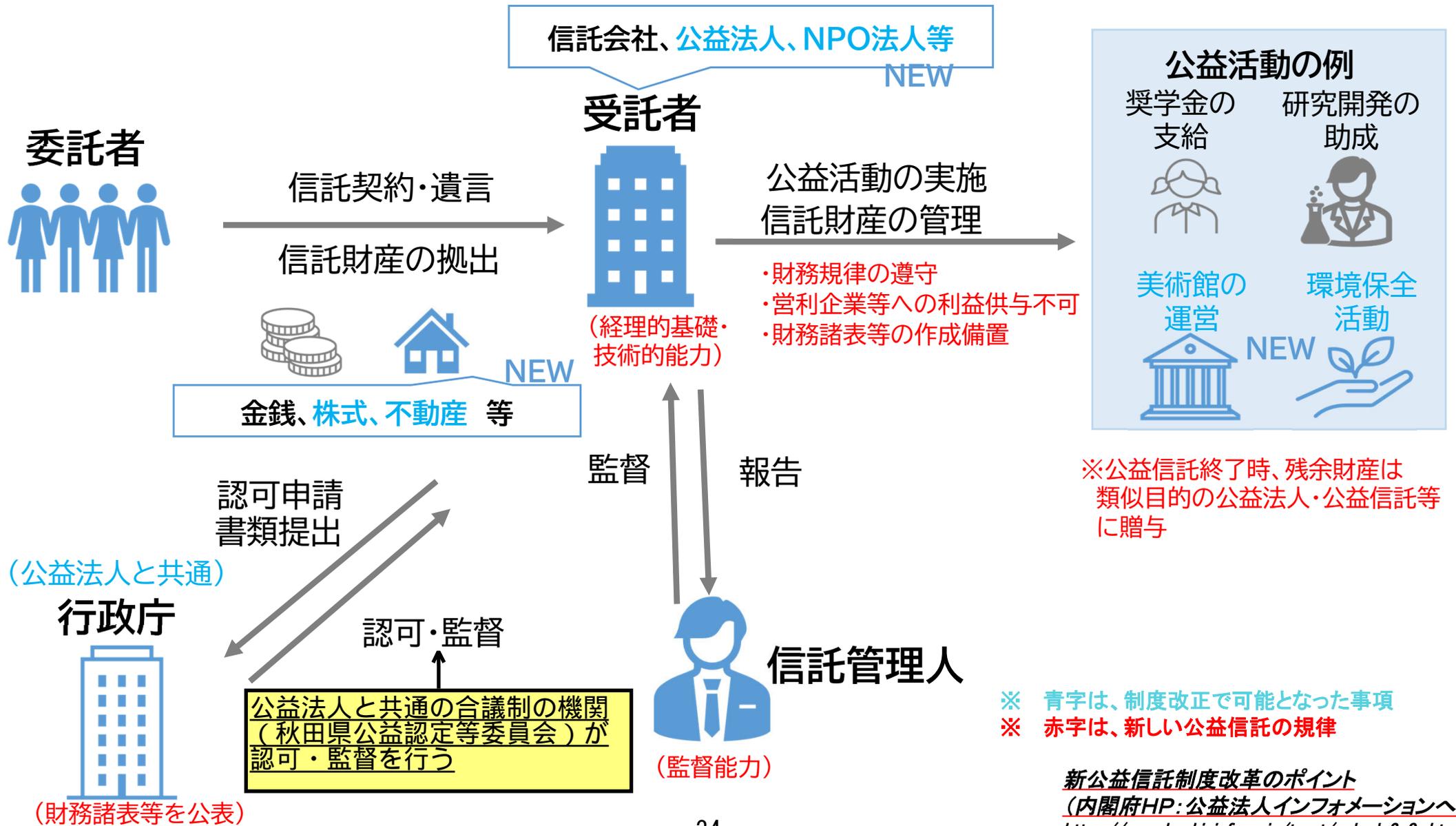
【開催数】

年4回程度

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号、次条第二項において「法律」という。）第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織、委員の任期等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（法第二条第三号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 7 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号） <small>（第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</small></p> <p>(組織、委員の任期等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人 <small>に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</small></p> <p>3 7 略</p>

新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の思い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
- 公益信託制度を公益法人制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで認可・監督を行います。



「秋田県行政手続条例の一部を改正する条例案」について（議案第67号）

行政経営課

1 改正理由

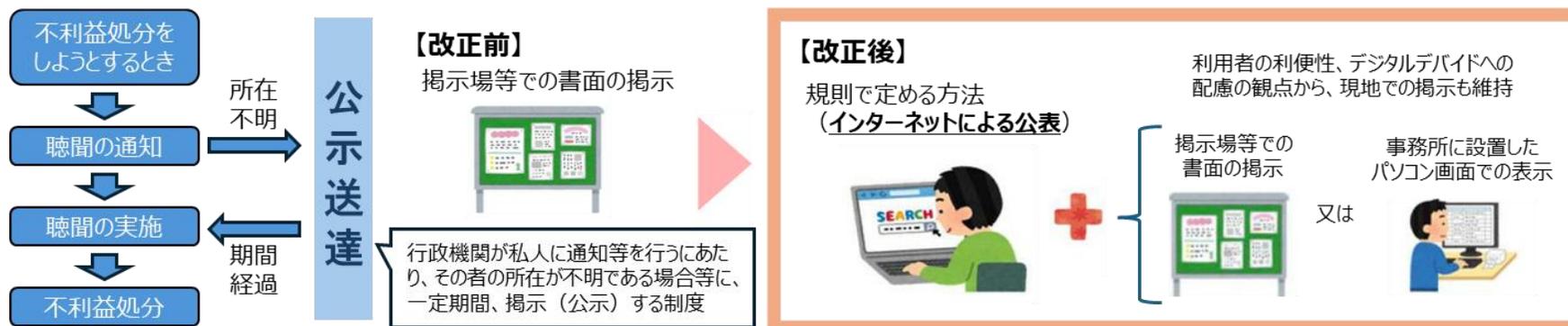
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成推進基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正により、聴聞の通知の方式のうち公示によるものの方法を改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 公示事項をいつでもどこでも確認できるようインターネットで公表することを可能とするよう改める。（第15条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- (2) この条例による改正前に開始した公示送達で令和8年5月21日までに公示期間を満了しないものについては、従前の例によるとする経過措置を規定する。



新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までで相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法</p> <p>_____ によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときに置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までで相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>(代理人)</p> <p>第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2 四 略</p> <p>(統行期日の指定)</p> <p>第二十二條 略</p> <p>3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____ とき」とあるのは「_____ とき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第二十九條 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第二十八条第三号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>(代理人)</p> <p>第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2 四 略</p> <p>(統行期日の指定)</p> <p>第二十二條 略</p> <p>3 第十五条第三項 _____ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項 _____ 中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた _____ 日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第二十九條 第十五条第三項及び _____ 第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同項第三号 _____ 及び第四号」とあるのは「同条第三号 _____ 」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。</p>

秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）の一部改正（附則第三項による改正）

新	旧
<p>(聴聞の特例) 第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の通知を秋田県行政手続条例第十五条第三項及び第四項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(聴聞の特例) 第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の通知を秋田県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。</p> <p>4 略</p>

「秋田県部設置条例の一部を改正する条例案」について（議案第68号）

人事課

1 改正理由

県の総合計画に掲げる政策を統括する機能並びに人口の自然減及び社会減への対策に関する施策を戦略的に推進する機能の強化を図るため、企画振興部及びあきた未来創造部をそれぞれ政策企画部及び人口戦略部に改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 企画振興部を政策企画部に、あきた未来創造部を人口戦略部に改める。
- (2) 総務部の分掌事務から広報に関する事項を除き、政策企画部の分掌事務に当該事務を加える。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(設置) 第一条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>略 政策企画部 人口戦略部 略</p> <p>(部の分掌事務) 第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務部 略</p> <p>四 (一) 略 (二) 略 広聴に関する事項 (五) 略 (六) 略</p> <p>二 政策企画部 略</p> <p>(一) 略 (二) 広報に関する事項 (三) 略 (六) 略</p> <p>三 人口戦略部 略</p> <p>(一) 略 (四) 略</p> <p>四 略 九 略</p>	<p>(設置) 第一条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>略 企画振興部 あきた未来創造部 略</p> <p>(部の分掌事務) 第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務部 略</p> <p>四 (一) 略 (二) 略 広報及び広聴に関する事項 (五) 略 (六) 略</p> <p>二 企画振興部 略</p> <p>(一) 略 (二) 略 (五) 略</p> <p>三 あきた未来創造部 略</p> <p>(一) 略 (四) 略</p> <p>四 略 九 略</p>

「秋田県公務員倫理条例案」について（議案第69号）

人事課

1 制定理由

知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するための必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保する必要がある。

2 内容

(1) 定義（第2条関係）

- ① 知事等 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員
- ② 職員 一般職に属する職員
- ③ 事業者等 法人その他の団体（役員、従業員等を含む。）及び事業を行う個人

(2) 知事等及び職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めるものとする。（第3条関係）

- ① 常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- ② 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- ③ 県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- ④ 法律及び条例等に従い適正に職務を遂行しなければならない。
- ⑤ 職務外においても公務に悪影響を及ぼす行為をしてはならない。

(3) 知事は、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとする。(第4条関係)

○ 規則で定める主な内容

利害関係者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可を受けて事業を行っている事業者等 ・補助金の交付の対象となっている事業者等 ・検査を受ける事業者等 ・契約の締結をしている事業者等 <p style="text-align: right;">など</p>
禁止行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 ・利害関係者から供応接待を受けること。 ・利害関係者と共に旅行をすること。 <p style="text-align: right;">など</p>

(4) 知事等及び職員は、事業者等から贈与等を受けたとき、又は講演等の報酬の支払を受けたときは、贈与等報告書を作成し、任命権者に提出しなければならないこととする。(第5条関係)

○ 贈与等報告書について

報告が必要な場合	贈与等による利益又は報酬の価額が1件につき5千円を超える場合 (特別職においては例外あり。)
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与等により受けた利益の価額 ・贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実 ・贈与等をした事業者等の名称及び住所 <p style="text-align: right;">など</p>
提出期限	四半期ごとに、翌四半期の初日から14日以内

(5) 何人も、知事又は任命権者に対し、贈与等報告書(贈与等による利益等が1件につき2万円を超える場合に限る。)の閲覧を請求することができる。(第6条関係)

- (6) 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を指名する。（第8条関係）
- (7) 知事は、毎年度、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策等について、その概要を公表するものとする。（第9条関係）
- (8) 任命権者は、職員にこの条例又は倫理規則等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、当該懲戒処分の概要を公表するものとする。（第10条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2(4)の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等について適用する。

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第70号）

人事課

1 改正理由

秋田県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、県議会議員の報酬月額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

次のとおり報酬月額を引き上げる。（第1条関係）

	改定前	改定後
議長	910,000円	930,000円
副議長	810,000円	830,000円
議員	780,000円	800,000円

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧																
<p>第一条 県議会議員の議員報酬月額は、次の表による。</p> <table border="1" data-bbox="1854 199 1975 766"> <tr> <td>職名</td> <td>議員報酬月額</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>九三〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>八三〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>八〇〇,〇〇〇円</td> </tr> </table> <p>2 議員報酬の支給期日は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用を受ける職員（次条及び第六条において「一般職員」という。）の例による。</p>	職名	議員報酬月額	議長	九三〇,〇〇〇円	副議長	八三〇,〇〇〇円	議員	八〇〇,〇〇〇円	<p>第一条 県議会議員の議員報酬月額は、次の表による。</p> <table border="1" data-bbox="1854 829 1975 1396"> <tr> <td>職名</td> <td>議員報酬月額</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>九一〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>八一〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>七八〇,〇〇〇円</td> </tr> </table> <p>2 議員報酬の支給期日は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。</p>	職名	議員報酬月額	議長	九一〇,〇〇〇円	副議長	八一〇,〇〇〇円	議員	七八〇,〇〇〇円
職名	議員報酬月額																
議長	九三〇,〇〇〇円																
副議長	八三〇,〇〇〇円																
議員	八〇〇,〇〇〇円																
職名	議員報酬月額																
議長	九一〇,〇〇〇円																
副議長	八一〇,〇〇〇円																
議員	七八〇,〇〇〇円																

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第71号）

人事課

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

2 改正内容

- (1) 新たに採用された職員であって、採用の日において、職員の給与月額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回る場合に、その差額を補填する第二種初任給調整手当を支給する。
- (2) その他所要の規定の整備等を行う。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十九条の二において同じ。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 第一種初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要であると認められる</p> <p>3 前二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第九條の三 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第五條第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同條第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十條の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条第二條第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第</p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要であると認められる</p> <p>3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

<p>1 二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に 関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 (単純労務の職員の給与の種類及び基準) 第二十三条の六 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な 労務に雇用される者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年 度任用職員及び前条に規定する職員を除く。))をいう。次項及び 第三項において同じ。)に支給する給与の種類は、給料、第二種 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単 身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及 び寒冷地手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、単純労務の職員のうち次の各号に掲 げるものに支給する給与の種類は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員 給料、第二種初任給調整手当 、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手 当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務 手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>	<p>1 二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に 関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 (単純労務の職員の給与の種類及び基準) 第二十三条の六 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な 労務に雇用される者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年 度任用職員及び前条に規定する職員を除く。))をいう。次項及び 第三項において同じ。)に支給する給与の種類は、給料、第二種 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単 身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及 び寒冷地手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、単純労務の職員のうち次の各号に掲 げるものに支給する給与の種類は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員 給料 、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手 当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務 手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>
--	---

<p>新</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、給料並びに第一種初任給 調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(</p>	<p>旧</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、給料並びに初任給調整手 当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(</p>
--	---

<p>新</p> <p>第三条 略</p> <p>2 第一号職員には、前項の規定による報酬のほか、人事委員会規 則で定めるところにより、給与条例第九条の二の規定による第一 種初任給調整手当の例による報酬、給与条例第十一条の二及び第 十一条の三の規定による地域手当の例による報酬、給与条例第十 三条の規定による特殊勤務手当の例による報酬及び給与条例第二 十三條の三の二の規定による農林漁業普及指導手当の例による報 酬を支給する。</p>	<p>旧</p> <p>第三条 略</p> <p>2 第一号職員には、前項の規定による報酬のほか、人事委員会規 則で定めるところにより、給与条例第九条の二の規定による初任 給調整手当の例による報酬、給与条例第十一条の二及び第 十一条の三の規定による地域手当の例による報酬、給与条例第十 三条の規定による特殊勤務手当の例による報酬及び給与条例第二 十三條の三の二の規定による農林漁業普及指導手当の例による報 酬を支給する。</p>
---	--

<p>新</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 (勤務延長職員に関する経過措置) 一般職の職員の給与に関する条例(以 下「給与条例」という。)附則第四項から第七項まで及び第十 一項から第十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する 法律(令和三年法律第六十三号)附則第三條第五項又は職員のだ 年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第 三十一号)附則第二項の規定により勤務している職員には適用し ない。</p>	<p>旧</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 (勤務延長職員に関する経過措置) この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以 下「改正後の条例」という。)附則第四項から第七項まで及び第十 一項から第十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する 法律(令和三年法律第六十三号)附則第三條第五項又は職員のだ 年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第 三十一号)附則第二項の規定により勤務している職員には適用し ない。</p>
--	---

<p>3 暫定再任用職員に関する経過措置) 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員(附則第六項から第九項までにおいて単に「暫定再任用職員」という。))をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員(附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(給与条例 第五條第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第五項及び第六項において同じ。))であるものとした場合に適用される給与条例</p> <p>4・5 略</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第九條の三第一項、第二十一條第三項、第二十三條の三の四第二項及び第二十三條の六第二項の規定を適用する。</p> <p>7 改正後の条例第二十二條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>	<p>3 暫定再任用職員に関する経過措置) 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員(附則第六項から第九項までにおいて単に「暫定再任用職員」という。))をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員(附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の条例第五條第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第五項及び第六項において同じ。))であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第四條第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第五條第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例 第二十一條第三項、第二十三條の三の四第二項及び第二十三條の六第二項の規定を適用する。</p> <p>7 改正後の条例第二十二條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>
---	--

<p>8 給与条例第五條第三項、 五條の二、第九條の二及び第十條 の規定は、暫定再任用職員には適用しな い。</p> <p>9・10 略</p>	<p>8 給与条例第五條第三項、第六項及び第八項から第十項まで、第 五條の二、第九條の二並びに第十條並びに改正後の条例第五條第 四項、第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しな い。</p> <p>9・10 略</p>
--	--

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第72号）

人事課

1 改正理由

秋田県特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、知事等の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる等の必要がある。

2 改正内容

(1) 知事及び副知事の給料月額を次のとおり引き上げる。（第2条関係）

	改定前	改定後
知事	1,210,000円	1,240,000円
副知事	930,000円	950,000円

(2) 知事等の退職手当の支給割合を次のとおり減ずるとともに、臨時的に講じていた退職手当の減額措置を廃止する。（第10条及び附則第6項関係）

	改定前 (支給額)	改定後 (支給額)	減少額
知事	70/100 (40,656,000円)	55/100 (32,736,000円)	▲7,920,000円
副知事	45/100 (20,088,000円)	40/100 (18,240,000円)	▲1,848,000円
常勤監査 委員	20/100 (6,432,000円)	15/100 (4,824,000円)	▲1,608,000円

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧																
<p>(給料月額)</p> <p>第二条 知事等の給料月額は、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1832 199 1948 766"> <tr> <td>職名</td> <td>給料月額額</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>一、二四〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>九五〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(退職手当)</p> <p>第十条 略</p> <p>3 退職手当の額は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 百分の五十五</p> <p>二 副知事 百分の四十五</p> <p>三 常勤の監査委員 百分の十五</p> <p>4・5 略</p> <p>附則</p> <p>1～5 略</p>	職名	給料月額額	知事	一、二四〇、〇〇〇円	副知事	九五〇、〇〇〇円	略	略	<p>(給料月額)</p> <p>第二条 知事等の給料月額は、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1832 821 1948 1388"> <tr> <td>職名</td> <td>給料月額額</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>一、二二〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>九三〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(退職手当)</p> <p>第十条 略</p> <p>3 退職手当の額は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 百分の七十</p> <p>二 副知事 百分の四十五</p> <p>三 常勤の監査委員 百分の二十</p> <p>4・5 略</p> <p>附則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第十号)の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るものに限り、第十条及び第十條の二並びに附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	職名	給料月額額	知事	一、二二〇、〇〇〇円	副知事	九三〇、〇〇〇円	略	略
職名	給料月額額																
知事	一、二四〇、〇〇〇円																
副知事	九五〇、〇〇〇円																
略	略																
職名	給料月額額																
知事	一、二二〇、〇〇〇円																
副知事	九三〇、〇〇〇円																
略	略																

「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第73号）

人事課

1 改正理由

知事等の給料月額の見直しに鑑み、特別職の職員で非常勤のものの報酬月額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

特別職の職員で非常勤のものうち、次の職員の報酬月額を引き上げる。

区 分		改 正 前	改 正 後	増 加 額
教育委員会の委員		月額 172,000 円	月額 176,000 円	4,000 円
選挙管理委員会	委員 長	月額 70,000 円	月額 71,000 円	1,000 円
	委 員	月額 57,000 円	月額 58,000 円	1,000 円
人 事 委 員 会	委 員 長	月額 70,000 円	月額 71,000 円	1,000 円
	委 員	月額 57,000 円	月額 58,000 円	1,000 円
公 安 委 員 会	委 員 長	月額 185,000 円	月額 189,000 円	4,000 円
	委 員	月額 172,000 円	月額 176,000 円	4,000 円
労 働 委 員 会	会 長	月額 70,000 円	月額 71,000 円	1,000 円
	会 長 代 理	月額 65,000 円	月額 66,000 円	1,000 円
	公 益 委 員	月額 57,000 円	月額 58,000 円	1,000 円
	労働者委員 使用者委員	月額 51,000 円	月額 52,000 円	1,000 円

区 分		改 正 前	改 正 後	増 加 額
収 用 委 員 会	会 長	月額 68,000 円	月額 69,000 円	1,000 円
	会 長 代 理	月額 49,000 円	月額 50,000 円	1,000 円
そ の 他 の 特 別 職 の 職 員		月額 267,000 円	月額 273,000 円	6,000 円
	特に高度な専門的 知識を要する者	月額 536,000 円	月額 549,000 円	13,000 円

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第一条、第四条関係）													新
教育委員会の委員													旅費額
区分													
選挙管理委員会の委員			人事委員会の委員			公安委員会の委員			労働委員会の委員			報酬額	
委員長	委員	略	委員長	委員	略	委員長	委員	略	委員長	会長	会長代理		公益委員
月額	月額	略	月額	月額	略	月額	月額	略	月額	月額	月額	月額	
一七六、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	略	二〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	略	一八九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	略	七二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

別表（第一条、第四条関係）													旧
教育委員会の委員													旅費額
区分													
選挙管理委員会の委員			人事委員会の委員			公安委員会の委員			労働委員会の委員			報酬額	
委員長	委員	略	委員長	委員	略	委員長	委員	略	委員長	会長	会長代理		公益委員
月額	月額	略	月額	月額	略	月額	月額	略	月額	月額	月額	月額	
一七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	略	二〇、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	略	一八五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	略	七〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第74号）

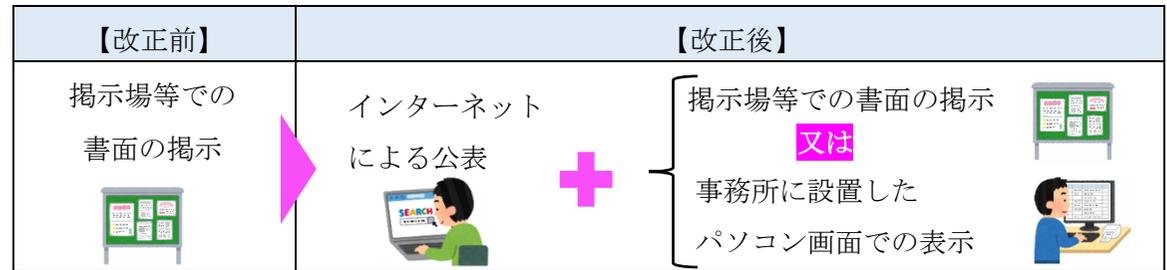
税務課

1 改正理由

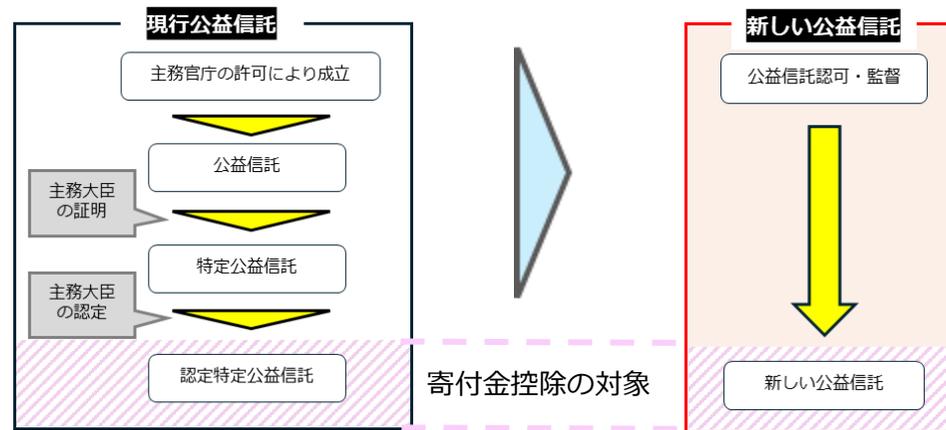
地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により寄附金税額控除が適用される公益信託を定めるとともに、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による地方税法の一部改正に伴い公示送達の方法を改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 公示事項をいつでもどこでも確認できるようインターネットで公表することを可能とするよう改める。
（第23条関係）



- (2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条の規定により知事の公益信託認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託に対する寄附金を、個人の県民税の寄附金税額控除の対象とする。
（第36条の2関係）



(3) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

(1) この条例は、次の日から施行する。

2(1)、(3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
2(2)、3(2)の一部 令和9年1月1日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新	旧
<p>(公示送達)</p> <p>第二十三条 法第二十條の二の規定による公示送達は、同条第二項に規定する公示事項(以下この条において「公示事項」という。以下「<u>地方税法施行規則</u>(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「<u>法施行規則</u>」)という。第一条の八第一項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県庁の揭示場に揭示し、又は公示事項を総合県税事務所の事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第三十三條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他</p> <p>法施行規則 第一条の十二の二に規定する事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第三十六條の二 略</p> <p>3 法第三十七條の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第二十三条 法第二十條の二の規定による公示送達は、総合県税事務所又は県庁の揭示場に揭示して行う</p> <p>ものとする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第三十三條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「<u>法施行規則</u>」)という。第一条の十二の二に規定する事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第三十六條の二 略</p> <p>3 法第三十七條の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金</p>
<p>は、賦課期日現在において県内に事務所を有する法人若しくは団体又は公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第八條の規定により知事の公益信託認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託に対する寄附金とする。</p>	<p>は、賦課期日現在において県内に事務所を有する法人若しくは団体又は公益信託ニ關スル法律(大正十一年法律第六十二号)第二条の規定により県の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託に対する寄附金とする。</p>

「秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案」について（議案第75号）

税務課

1 改正理由

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第52号）による資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している資源の有効な利用の促進に関する法律の条項を改める。（第5条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(税率) 第五条 略</p> <p>2 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第十五項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。</p>	<p>(税率) 第五条 略</p> <p>2 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第十三項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。</p>